

(2) 療育手帳

■ 対象者

- ・県内に住所がある方
- ・おおむね18歳程度までに知的機能の遅れがあらわれた方で、県の判定により下記基準に該当した方。

■ 障がい程度と判定基準

I Q＝知能指数

※身体障害者手帳をお持ちの場合は、その程度に応じて、別の基準で判定されます。

※発達障がい（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症等）と知的障がいは異なるため、重度の発達障がいがある方でも、療育手帳の判定は軽度になることがあります。

Ⓐ(最重度) I Qおおむね20以下 (成人では、おおむね3歳程度未満の精神年齢)
A(重度) I Qおおむね21から35 (成人では、おおむね3歳程度から6歳程度以下の精神年齢)
B(中度) I Qおおむね36から50 (成人では、おおむね6歳程度から9歳程度以下の精神年齢)
C(軽度) 上記に該当せず、おおむねIQ70以下の方 (成人では、おおむね9歳程度から12歳程度以下の精神年齢)

■ 交付申請をするには

下記に連絡し、判定（知能検査と面談等）の予約をしてください。

【18歳未満の方】

鉾田児童相談所

住所 鉾田市鉾田 1367-3

tel 0291-33-4119 fax 0291-33-6454

【18歳以上の方】

茨城県福祉相談センター 障害者相談支援課

住所 水戸市三の丸 1-5-38

tel 029-221-0800 fax 029-221-0811

～手帳申請時の写真代を助成します～
22 ページを参照してください